

広島県告示第九百十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第二項の規定によって、港湾区域内に放置されていた工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、同条第三項の規定によって、保管した。

令和六年十月七日

重要港湾尾道系崎港港湾管理者 広島県  
代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
FRP製小型船舶 二隻
- 二 当該工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時  
尾道市山波町七〇八番七五号地先水域 令和六年八月二十六日十時
- 三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所  
令和六年八月二十六日十一時 尾道市東尾道七番一号地先（尾道系崎港東尾道物揚場）
- 四 当該工作物等の所有者等の行うべき措置  
当該工作物等の所有者、占用者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、広島県東部建設事務所三原支所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 五 撤去等に要した費用の負担者  
当該工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

六 問合せ先

三原市田一町二丁目四番一号

広島県東部建設事務所三原支所管理課管理第二係

電話（〇八四八）六四―四二六四